

横浜市庁舎駐車場条例施行規則の一部改正概要

1 改正の趣旨

港南区総合庁舎整備事業により再整備している横浜市港南公会堂（以下「港南公会堂」という。）の供用開始に伴い、近接する横浜市港南区総合庁舎駐車場の供用時間を変更するため、横浜市庁舎駐車場条例施行規則（平成 21 年 5 月横浜市規則第 60 号。以下「規則」という。）の一部を改正します。

2 改正の概要

区総合庁舎駐車場の供用時間は、下記に該当する公共施設の開館時間を考慮して定めています。

- (1) 区役所内に設置されている公共施設
- (2) 区役所に近接する公共施設であって駐車場設備を持たないもの

これまで港南公会堂は（1）に該当していましたが、再整備により（2）に該当するようになったため、規則第 2 条第 3 項を改正し、開館時間を考慮する対象に「港南公会堂」を加えます。

3 施行予定日

令和 3 年 5 月 10 日

4 根拠法令

横浜市庁舎駐車場条例第 2 条

5 添付資料

- (1) 横浜市庁舎駐車場条例
- (2) 横浜庁舎駐車場条例施行規則